

「経営者保証に関するガイドライン」における取組方針について

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

- ▶ 全国銀行協会 <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ▶ 日本商工会議所 <https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

当JAは、お客様から事業性資金についての融資に際して、下記の要件を将来に亘って充足すると見込まれる場合には、お客様の意向も踏まえた上で、経営状況等を総合的に判断して経営者保証を求めない可能性を検討します。

- a 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- b 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- c 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。
- d 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること。
- e 経営者等から十分な物的担保の提供があること。

※個人事業主の場合は法人を「債務者」、経営者を「保証人」と読み替えます。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 融資に際し、保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性に関して丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、保証人の資産及び収入の状況、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況等を総合的に勘案して設定いたします。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 経営改善が図られたこと等により、既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、適切に判断いたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

- (1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営責任及び標準的な世帯の必要生計費等を総合的に勘案して決定いたします。